



大宮



冬
2025
No.453

連載第3回
会員企業インタビュー
株式会社関東物流サービス

代表取締役 **三原宏治** 氏

人との繋がりが 会社を発展させる

CONTENTS

新年のご挨拶 1	大宮税務署からのお知らせ 17
法人会からのご案内 4	最近の県内経済 21
新会員ご紹介 7	県税からのお知らせ 23
会員企業インタビュー 11	経済コラム 24
全国大会（鹿児島大会）報告 13	大宮法人会青年部からのお知らせ 25
令和7年度税制改正に関する提言 14	



編集・発行
公益社団法人 **大宮法人会**

〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町 1-7-5
TEL 048-642-3121 FAX 048-647-0570



新年のご挨拶

公益社団法人 大宮法人会

会長 島雄 廣



会員の皆様、明けましておめでとうございます。輝かしい新春をご家族お揃いでお健やかに迎えられたことと、心からお慶び申し上げます。また、日頃は大宮法人会の諸事業に深いご理解とご協力を賜り、誠に有難く厚く御礼申し上げます。

昨年日本経済は、海外の資源高や円安進行による輸入物価の押し上げなどから、長年続いてきたデフレからの完全脱却が目前に迫って来ました。日銀は物価の上昇に対応して異次元の金融緩和を終了し、17年ぶりの利上げを行ない、賃上げについても33年ぶりに5%台の賃金上昇率を記録しました。そして株式市場ではバブル期に記録した最高値を一時更新するなど、日本経済は正常化に向けて着実に歩み出したと言えます。

新年の日本経済は、好調な企業業績と人手不足を背景に春闘では4.8%程度の高めの賃上げ率が予測され、輸入物価の上昇圧力が一巡する中で、国内の物価上昇率は鈍化すると予想されますので、内需を中心に景気回復が続くものと見込まれます。ただし、第二期ランプ政権による通商政策の行方、米中の貿易摩擦が激化する懸念、地政学リスクの高まりなど、景気に対する不確定要素が多く、これらが下振れ要因となった場合、景気失速の懸念が高まるリスクがあります。

中小企業の景況感については、コロナ禍の打撃からほぼ脱し、改善に向っていますが、物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられています。中小企業が賃上げ原資を生み出すためには、原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題であり、円滑な価格転嫁や下請いじめの排除に向け、取引監視体制の強化など環境の整備に取り組む必要があります。

また日本経済の構造的な問題に目を向けますと、少子高齢化と人口減少に伴い全国的に中小企業の人手不足は深刻化しています。デジタル化を中心とした省力化や生産性の向上など、将来を見据えた設備投資や大胆な事業構造改革を促すための産業政策を打ち出し、民間の活力を最大限引き出すための新たな戦略が求められます。

迎えた新年も我々中小企業を取り巻く環境は厳しいものと思われませんが、会員相互が手を取り合い地道な経営努力を続け、よき経営者を目指して参りたいと思います。

結びに会員企業の益々の発展をご祈念申し上げますとともに、今後とも引き続き法人会活動にご理解とご協力を頂きますようお願いし、新年のご挨拶と致します。

新年のご挨拶



大宮税務署
署長 小宮 英一

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人大宮法人会の皆様方におかれましては、健やかに新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

旧年中は、島雄会長はじめ、役員、会員の皆様方には、法人会活動及び企業活動を通じ、税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご支援を賜り心から感謝申し上げます。

大宮法人会におかれましては、公開講演会や様々な研修会をはじめ、青年部会による租税教室への講師派遣や女性部会による小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の開催、e-Taxの利用促進、自主点検チェックシートの活用による企業の税務コンプライアンス向上への取組等、多岐にわたる活動を積極的に推進されており、正しい税知識の普及並びに納税道義の高揚に多大な貢献をいただいております。

今後も、地域のオピニオンリーダーとして、会員企業の発展のみならず、地域社会の発展のため活発に活動されることを期待申し上げますとともに、税務行政の良き理解者として引き続き変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

私どもといたしましても、法人会活動がより一層充実されますよう、引き続き連携・協調を図ってまいりたいと考えております。

さて、まもなく令和6年分の所得税等の確定申告時期を迎えます。税務署では、スマートフォン等の日常使い慣れたツールから簡単・便利に手続を行うことができる環境を構築し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指しております。

なお、令和7年1月からは所得税に関する全ての画面がスマホに最適な画面となり、利便性が向上するほか、e-Taxがスマホ用電子証明書に対応（Androidのみ）することとなり、マイナンバーカードの読み取りが不要になります。

また、マイナポータル連携を利用することで、控除証明書等のデータを一括で取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力することができます。

会員の皆様並びに社員・ご家族の皆様におかれましては、さらに便利となった自宅からのマイナンバーカードによるe-Tax・スマホ申告を積極的にご活用いただきますよう、お願いいたします。

結びに当たり、令和7年が皆様にとって幸多き年となりますことを祈念申し上げます、新年の挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

関東信越税理士会大宮支部

支部長 川中 宣治



新年明けましておめでとうございます。

令和7年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

公益社団法人大宮法人会の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素より税理士会の活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

大宮法人会におかれましては、公開講演会をはじめ多岐にわたる活動を積極的に推進されており、税のオピニオンリーダーとして会員企業の発展のみならず、地域振興にも寄与されておりますことに深く敬意を表します。

昨年は、元旦に能登半島の地震が発生し甚大な被害をもたらし、9月には記録的大雨による災害も重なりました。被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、令和5年10月よりインボイス制度が開始され1年が経過し、昨年は定額減税が実施されました。大宮法人会の皆様におかれましては、周知、普及、定着に向けご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

税理士会大宮支部におきましても、急速に進展するデジタル化や昨今複雑化する様々な税制に的確に対応していく所存です。また、物価の高騰や人手不足など企業経営を取り巻くさまざまな諸問題にも、経営者に寄り添い

地域経済の発展に寄与させていただきたいと思っておりますので、引き続き変わらぬご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

税理士会大宮支部は、昨年70周年を迎えました。支えてきていただいた皆様に深く感謝の意を表するとともに、時代の変化に対応するため、将来予見される事象に対し、今何を成すべきかを考え、前年踏襲にこだわることなく活動すべく「将来を見据えた会務」をスローガンに掲げさせていただきました。税理士法第1条に規定する税理士の使命を踏まえ、納税者の信頼に応えるべく、不易流行の精神で今後とも望んで参りますので、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びにあたり、公益社団法人大宮法人会のさらなるご発展と会員の皆様のご繁栄をご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



令和7年度 税制改正提言活動

令和6年11月28日(木)

地元選出の国会議員3名に税制改正の要望活動を行いました。



枝野幸男衆議院議員へ(議員事務所を訪問)



熊谷裕人参議院議員へ(議員事務所を訪問)



高木まり参議院議員へ(議員事務所を訪問)

「税制改正に関する提言」を取りまとめるにあたり、毎年3月ごろ全会員を対象とした税制改正アンケートをお願いしています。

その結果が本提言に生かされます。ご協力をお願いします。

令和6年度 納税表彰式

11月12日(火) ソニックシティ市民ホールにて納税表彰式が開催され、大宮法人会から2名の方が受彰されました。

関東信越国税局長納税表彰

受彰者

副会長 高橋 常久 氏

大宮税務署長納税表彰

受彰者

副会長 三原 宏治 氏





Operation

法人会からのご案内

事業報告

法人税実務応用講座 (e-Tax、eLTAXについて)

9月5日(木)大宮法人会会議室にて講師に川上英樹氏を迎え「法人税実務応用講座」を実施しました。



労働関係の法改正セミナー

9月11日(水)大宮法人会会議室にて講師に柳生英珠氏を迎え「労働関係の法改正セミナー」を実施しました。



年金セミナー

9月20日(金)ソニックシティ会議室にて講師に大宮年金事務所の担当者を迎え「在職老齢年金のしくみ」を実施しました。



税務セミナー

9月25日(水)大宮法人会会議室にて講師に高見裕二氏を迎え「税制改正及び相続税 税務セミナー」を実施しました。



税務セミナー

11月6日(水)ソニックシティ会議室にて「自主点検チェックシート及び年末調整説明会」を実施しました。



税を考える週間 作文・標語作品展

11月8日(金)～22日(金)大宮西口DOMショッピングセンターにて「税を考える週間 作文・標語作品展」が開催されました。



事業報告

税を考える週間講演会

11月11日(月)、税を考える週間(11月11日～17日)に地域社会貢献活動の一環として、公開講演会を開催しました。小宮大宮税務署長が「税を考える週間」について講話され、税理士・産業能率大学大学院講師 臼倉真純氏を講師に迎え「許される節税と許されない節税—租税回避とは何か?—」と題し講演頂きました。会員他、一般の方を含め、63名の参加を頂きました。



北区民まつり

11月3日(日)北区 市民の森にて「北区民まつり」が開催され、理事、支部役員7名が参加しました。



西区ふれあいまつり

11月9日(土)西区 三橋総合公園にて「西区ふれあいまつり」が開催され、税金クイズなどを実施しました。



女性部会 県外研修会

10月27日(日)～28日(月)女性部会の県外研修会が長野県で開催され、13名が参加しました。善光寺特別拝観、岩松院見学、小布施町の北斎館を見学しました。



女性部会 絵はがきコンクール表彰式

11月25日(月)ソニックシティ市民ホールにて「税に関する絵はがきコンクール表彰式」が開催されました。(表彰作品はP9を参照)





法人会からのご案内

大宮法人会からのお知らせ

▶ ホームページをリニューアルしました ◀

この度、大宮法人会のホームページを全面リニューアルいたしました。

皆さまによりわかりやすく情報をお伝えすることを目指し、デザインやページの構成を刷新いたしました。

大宮法人会 で検索をお願いいたします。

<https://www.omiya-hojinkai.or.jp/>



新会員ご紹介 (令和6年9月~11月)

支部	会員名	業種名
大宮区	(株)Be ambitious	サービス業(パーソナルジム)
	(株)ナデシコ	飲食業
	日本三花自動車部品(株)	卸売業
	(医)愛康会	医療業
見沼区	(株)Liv Tack	販売業
	LT(株)	卸売
	(株)パティエンスケミカルズジャパン	化粧品製造販売
北区	(株)KRA	建設業
	上智未来国際交流センター(株)	国際貿易・コンサルティング
	(株)Huit	小売
西区	ヨシムラ内装(株)	内装仕上業
	エムディア(株)	委託設計業務
	真成(株)	運送業
	(株)石井板金工業	板金工事
	(株)KROC.	空調設備
その他(県内)	(株)リトル学園	保育園、幼児教育
	(株)THREE	ネイルサロン
	(株)共友	清掃業
	(株)FPパートナーさいたま中央支社 野田 万由	保険業
	(株)FPパートナーさいたま中央支社 古賀 道也	保険業
	(株)hanamata.jp	不動産賃貸業
	(株)リバーリップ	飲食・塾
その他(県外)	萬基商事(株)	製造業



助け合いの輪

さいたま市立大宮南中学校 3年2組 澤田 佳穂

消費税に所得税、法人税に住民税に……。えっ、自動車重量税!?自動車の重さにまで税金をかけられるの!?最近では増税とよく聞かすが、そもそも税金についてあまり知らなかった。そこで税について調べてみることにした。そして驚いた。こんなにもたくさんの税があるとは。様々な人が税に不満を言うのも分かる気がする。でも増税をするということは使い道があるはず。日本の人口は1億2409万人ほど。それに対して今年の国の税収は72兆761億円だったそうだ。そうすると一人当たり580万8千3百円ほど使われることになる。それはどんな内訳なのだろう。本当に5百万円も使われているのか?

では中学生の一年を考えてみよう。まず、教育費に114万円、ゴミ処理に1万9千円。もし一度救急車を呼んだなら4万5千円、医療費の公務負担額の13万6千円。その他にも警察・消防費や暮らしている地域のインフラ維持費用に国防費など。それらもろもろを足しあわせると約170万円。あれ、損していないか?と思ったが違ったのだ。将来の年金やもし大きな病気にかかってしまったときのことなどを考えるととても大きな得になる。税金がないと、私たちは暮らしていけない。

ここで私はやっと分かった。税金は国民を幸せにするためにあるのだ。国民全員が安心して暮らすために必要なことだったのだ。よく考えてみれば昔まだ税金制度がしっかりしていなかった時代。裕福な人はごはんをたくさん食べられたが、裕福でない人は満足に食べられず、餓死者が街にあふれていることもあった。病気が流行すれば感染した人は隔離され、もちろん物資が支給されることもなかった。だが現在は生活保護の制度で、裕福でない人も「健康で文化的な最低限度の生活」を送ることができる。コロナウィルスが五類へと移行する前は陽性者へ生活支援物資が届けられたり、入院費や治療費の支援があったりした。これらは全て税金で賄われている。

このように税金は私たちの生活をより豊かに、そして誰にとっても住みやすい世界への架橋として役割を果たしている。今まではただ損をしているだけのような気がしていた税金。増税なんてなんの役にたつんだ、より苦しくなるだけだと思っていた。でも、今なら分かる。税金は絆だ。助け合いの輪だ。私は今その輪に助けられている。それがどんなに難しいことか、ありがたいことかが分かった。あと数年後、私はその輪の一員になる。社会の誰かのため、未来の私たちのために私はきちんと税を納めよう。全ての人が、笑顔で暮らせるように。

未来の私へ、笑顔で暮せていますか?



第9回

公益社団法人
大宮法人会女性部会

税に関する

絵はがきコンクール



大宮法人会では、租税教育活動の一環として、女性部会が主体となり、小学校6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しました。令和6年度は、大宮管内小学校37校の応募の中から20作品を選び表彰させていただきました。

大宮
税務署長賞

さいたま市立大宮南小学校
五十嵐 瑛茉さん



さいたま市長賞

さいたま市立三橋小学校
普入 祥子さん



さいたま市教育長賞

さいたま市立七里小学校
瀬戸 愛莉さん



さいたま市租税教育
推進協議会会長賞



さいたま市立宮前小学校
加藤 滯さん

大宮法人会
会長賞



さいたま市立上小小学校
鬼丸 未羽さん

大宮法人会
青年部会長賞



さいたま市立つばさ小学校
小林 あかりさん

大宮法人会
女性部会長賞



さいたま市立大砂土小学校
北川 友香さん

優秀賞



さいたま市立芝川小学校
石原 愛梨さん



さいたま市立芝川小学校
廣田 咲良さん



さいたま市立芝川小学校
山本 心晴さん



さいたま市立上小小学校
田村 柚葵さん



さいたま市立大砂土小学校
夏山 紗蘭さん



さいたま市立日進北小学校
百瀬 克洋さん



さいたま市立大宮南小学校
荻堂 絵理奈さん



次回の応募 待ってま〜す



さいたま市立三橋小学校
岩崎 結明花さん



さいたま市立宮前小学校
入山 夏帆さん



たくさんの 応募 ありがとう!



さいたま市立宮前小学校
高橋 潤矢さん



さいたま市立大砂土小学校
篠 紗優さん



さいたま市立宮原小学校
竹末 絢さん



さいたま市立東宮下小学校
角井 凜さん

人との繋がりが会社を発展させる

株式会社関東物流サービス

代表取締役 三原 宏治氏

人と出会う事が好きで、そこには無限の可能性があると思う。と語る三原社長。

お父様と、三原社長の奥様と、たった3人だけで始めた運送業から人との繋がりを大切にすることで、大きく業績を伸ばしたお話を伺いました。

インタビュアー 大宮法人会 広報委員会
竹内 雅人 委員長

関東物流サービスのはじまり

1985年11月、21歳の時に会社を立ち上げました。

早くに母を亡くし、父の経営する三原工業株式会社を手伝っていましたが、残念ながら当時の私には力不足だったこともあり、父の会社を助ける事は出来ずあえなく廃業となりました。

そして21歳の時に、当時別の会社で営業マンとして働いていた私でしたが、父から「個人事業主として始めた軽貨物運送業を、会社としてやりたい」と打ち明けられました。父の熱い想いが伝わり、とにかくそんな父と共に仕事をしたいと思い、会社の立ち上げに踏み切ったのが創業の原点です。

なにより人脈が大切

人と出会う事が好きで、そこには無限の可能性があると思います。ただし、よい人脈を拡大し深めていくためには、常に自分自身が変わり、取り巻く環境に敏感でいることがとても大切だと思います。それがゆくゆくはビジネスのチャンスを生んでいくと実感しています。



従業員は家族

経営者はいつも従業員から厳しい目で見られています。面白いことに会社のなかで、一番下っ端は経営者ではないかと今更ながら思います。まさに私の家と一緒にですね(笑)。



法人会に入って



平成11年の「全国青年の集い第13回沖縄大会」に初めて参加した事が法人会活動の始まりです。その後、青年部役員として活動し、青年部卒業まで毎年全国青年の集いに参加し、青年部会長を務めさせていただきました。途中、親会の理事に就任。税制副委員長や組織副委員長等を経験させていただき、現在は副会長を拝命しております。

実際にプレーヤーとして、様々な事業の運営や活動に関わって得た経験が、自身の成長や経営にとっても役立っていると実感します。皆様にも法人会に深く関わっていくことを強くお勧めしたいと思います。



税と私

平和や安全はタダで手に入るものではありません。私達が安心安全に暮らしていくために存在する、自衛隊や警察をはじめとする行政機関は税金によって支えられていることは、いつも認識しておかなければいけないと思っています。

私達みんなが出し合う税金があることで、私達の生活はもとより、ひいては国を守ることに繋がって行くと思います。





第40回 法人会全国大会(鹿児島大会)開催

全法連主催による第40回法人会全国大会が10月3日(木)鹿児島市の城山ホテル鹿児島において、全国から約1,700名の会員が参加して開催されました。

当日は、令和7年度税制改正に関する提言の報告や青年部会による租税教育活動の事例発表等が行われました。

第一部の式典では、「税制改正提言」が報告され、「大会宣言」が朗読されました。

第二部「記念講演」では、ANAホールディングン株式会社取締役会長、片野坂真哉氏による「新型コロナ禍で大打撃を受けた航空業界 危機下の経営戦略を語る」という演題でご講演を頂きました。

令和7年度 税制改正スローガン

- 「金利のある世界」が到来。新たな財政再建目標の策定を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を！



全国法人会総連合 小林会長の挨拶



税制提言報告

大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や「租税教育」、企業の税務コンプライアンス向上に資する「自主点検チェックシート」の普及など、税を中心とする活動を全国で積極的に展開し、広く社会へ貢献している。

我が国経済は、株式市場における最高値の一時更新や高水準の賃金上昇率を記録したほか、長年にわたるデフレからの完全脱却が目前に迫るなど、大きな転換期を迎えている。

一方、中小企業では少子高齢化と人口減少に伴う人手不足が深刻化しており、こうした構造的課題の解決に向けた税・財政政策など、民間の活力を最大限引き出すための新たな戦略が求められる。

しかし、主要先進国で最も悪化していた我が国の財政状況は、コロナ禍を経て債務残高がさらに増加した。財政健全化は、安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるための国家的課題と改めて認識すべきである。

さらに本年、日本銀行は物価上昇に対応して異次元の金融緩和を終了し利上げに踏み切った。「金利のある世界」への回帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のためにも新たな財政再建目標の策定が急務である。

地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担っている。地方創生を支える観点からも事業承継を含め、きめ細かな税財政上の支援が必要であり、法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和6年10月3日
全国法人会総連合 全国大会

令和7年度 税制改正に関する提言 (要約)

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

- 財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

1. 財政健全化に向けて

- 金利のある世界」が現実到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。
- 本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
 - こども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。
 - 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。
- 社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- 中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
- 配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を

含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

- 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。
- 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬(本体)の配分等を見直すことも重要である。
- 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。
- 介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

3. 行政改革の徹底等

- 国民の政治に対する不信任は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。
 - 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
- 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と用途の透明化。
 - 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。
 - 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
 - PDCAサイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

4. マイナンバー制度について

- 政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。
- 国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。



第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- 着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。
- 人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- 地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、上記(1)に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることはないよう配慮すること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とすること。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る

固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

(5) 中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者委ねられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

- 中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業承継に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、(2)取引相場のない株式の評価、(3)相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設(平成16年度に改正)された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するな

ど配慮すべきである。

- ③制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

3. 消費税への対応

- 政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。
- (1)インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ. 地方のあり方

- 日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。
- (1)地方創生は、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。そうした中で中小企業の事業承継は、地方創生戦略との関係からも極めて重要だと認識すべきである。
- (2)広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる必要がある。
- (3)ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直し求められる。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるように過度な返礼品競争を排し、事務手数料のあり方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

Ⅳ. 震災復興等

- これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。
- また、本年1月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地

震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題への対応
3. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

1. 法人税関係

- (1)役員給与の損金算入の拡充
- ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社の業績連動給与についても損金算入とすべき
- (2)少額減価償却資産の見直し
- (3)企業版ふるさと納税の適用期限延長
- (4)中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

2. 所得税関係

- (1)基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2)各種控除制度の見直し
- (3)個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

- (1)相続税の基礎控除の見直し
- (2)贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

- (1)固定資産税の抜本的見直し
- (2)事業所税の廃止
- (3)超過課税
- (4)法定外目的税

5. その他

- (1)印紙税の廃止
- (2)配当に対する二重課税の見直し
- (3)電子申告の促進
- (4)森林環境税の検証

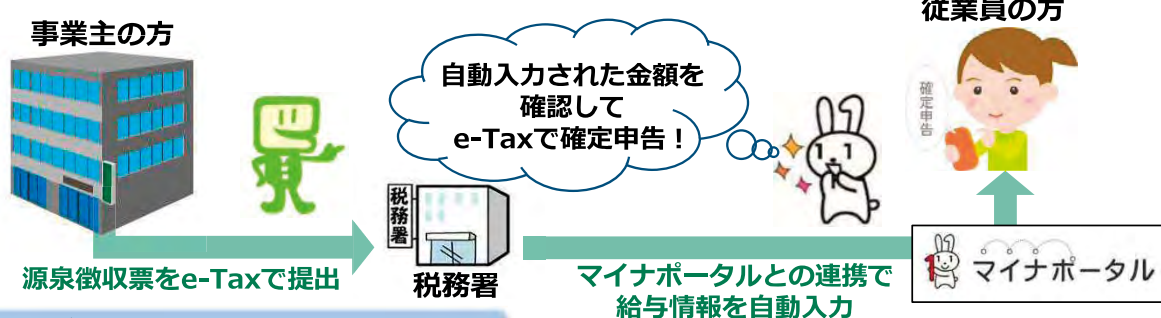


事業者の皆さまへ

給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Taxで提出すると... 確定申告がさらに簡単に!!

事業者の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力されます！

※令和6年1月以降に提出される給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用して
e-Taxで申告する際にご利用になれます。



事業者の皆さまへのお願い

Point ①

事業者の皆さまからe-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となります。
※eLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用する場合があります。詳しくは、裏面の「eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信も可」をご覧ください。

Point ②

税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象となります。

Point ③

給与所得の源泉徴収票の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。➡



e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！

！ e-Taxソフト（WEB版）の利用方法について、詳しくは裏面をご覧ください。

e-Taxソフト（WEB版）のご利用方法

※画面は令和6年5月下旬以降のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

STEP ① e-Taxソフト（WEB版）へログイン

➤ e-Taxホームページへアクセス
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)

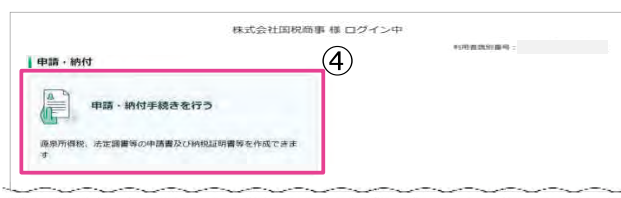
➤ 右上部①「ログイン」を押下

➤ ②「個人」または「法人」のいずれか該当する方を選択し、ログイン

※ e-Taxを初めて利用する方は、③からアカウントの作成等を行ってください。
利用に当たって、詳しい内容は、e-Taxホームページをご覧ください。



➤ ログイン後、④「申請・納付手続きを行う」から、給与所得の源泉徴収票の作成を行います。



STEP ② 給与所得の源泉徴収票の作成・提出

【1件別に入力する】

源泉徴収票を1件別に入力する場合は、①をクリックします。

【CSVファイルを読み込む】

表計算ソフトや会計ソフトで作成したCSVファイルを読み込む場合は、②をクリックします。



! 源泉徴収票が所定の件数を超える場合は、分割して送信してください。

源泉徴収票の作成後に、法定調書合計表を作成したら、後は、電子証明書で電子署名を付与して送信！

! 電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。
法人の場合は、法人の電子証明書が必要ですが、代表者の方のマイナンバーカードもご利用いただけます。

eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信も可

市区町村に提出する給与支払報告書をeLTAXの作成ソフトPCdesk（対応税務ソフトを含みます。）を利用して作成・提出している場合は、税務署に提出する源泉徴収票のデータも同時に作成し、一括して送信することができます。

(eLTAXホームページ)





税務署からのお知らせ

暮らしにとけてお キヤッシュレス納付!

国税も! 地方税も!

いつでも
どこでも
簡単納付

e-Tax

e-Taxイメージキャラクター「エルトスター」

eLTAXイメージキャラクター「エルトスター」

- 国税庁 総務省 LTA 地方税共同機構 金融庁 日本銀行
- 一般社団法人 全国地方銀行協会 一般社団法人 第二地方銀行協会
- REGIONAL BANKS ASSOCIATION OF JAPAN The Second Association of Regional Banks

国税の キヤッシュレス納付方法

ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)

e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法

利用方法

- ダイレクト納付利用届出書を提出
- e-Taxで申告等データの送信+自動ダイレクトで納付手続完了!
- 自動ダイレクト利用なしの場合、送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続

インターネットバンキング等による電子納税

インターネットバンキング口座やATMから納付する方法

利用方法

- e-Taxで申告等データの送信
- 送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続→普段利用している金融機関サイトを經由して納付完了!

振替納税(個人の方のみ)

事前に届出した預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法

クレジットカード納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を經由し、クレジットカードを使用して納付する方法

スマホアプリ納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税スマホ決済専用サイト」を經由し、iTOPayといったスマホ決済アプリを使用して納付する方法



詳細は国税庁ホームページ「国税の納付手続」へ



地方税の キヤッシュレス納付方法

は次ページへ

自動ダイレクト

国税の
ダイレクト納付が
さらに便利に

自動ダイレクトとは

e-Taxの申告データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、申告データの送信と併せてダイレクト納付の手続きをすることができるようになります。
※令和6年4月からe-Taxでご利用いただけるほか、民間のソフトウェア開発事業者が提供している各種会計ソフトにも順次対応を依頼しています。

こんな方に
おはめ!

源泉所得税を毎月納付する方など
納付の機会が多い方

ダイレクト納付利用の場合



自動ダイレクトを利用すると…
①申告データ送信 +
ダイレクト納付手続



POINT!

自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期日になります。
※法定納期当日に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌引日。



税務署



申告データ送信画面でチェックを入れるだけで簡単納付

個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号の入力作業が半減します。
源泉所得税番号	源泉所得税番号
会社番号	なし
提出年月日	令和6年4月27日

本申告は自動ダイレクトの対象です。源泉ダイレクトとは、源泉税による法定納期日引き落としの方法、口座引落し等についてご通知が必要となります。
 本人(当社は、申告と納税額)について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します。



申告と納付手続が同時に完了!!



詳細は国税庁ホームページ「自動ダイレクト」をご覧ください。



自動ダイレクトの利用方法は「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替) マニュアル」をご覧ください。

eL-QRで
いつでもどこでも
キヤッシュレス
納付

地方税のお支払いが 簡単・便利になりました!

納付書に「eLマーク」があれば、
地方税お支払サイトやスマホ決済アプリが利用できます。



お手元納付書の「eLマーク」「eL-QR」
をご確認ください!



キヤッシュレス納付の種類	対象税目	詳しい情報
スマ決済アプリ	eLマーク 及び eL-QR の付いた納付書がある税目 例：固定資産税、都市計画税、自動車税、軽自動車税（種別別） その他税目※	地方税お支払サイト 地方税お支払アプリ
ダイレクト納付 インターネットバンキング クレジットカード納付	・法人 都道府県民税 ・法人 事業税 ・特別法人 事業税（地方法人特別税） ・法人 市町村民税 ・事業所得税 ・個人住民税（特別徴収分・退職所得に係る納入申告） ・都道府県民税（利子割、配当割、株式等譲渡所得割） ・地方たばこ税、入湯税、ゴルフ場利用税、宿泊税	eL-TAX 地方税 ポータルシステム

※対象となる税目は、都道府県・市区町村により異なります。

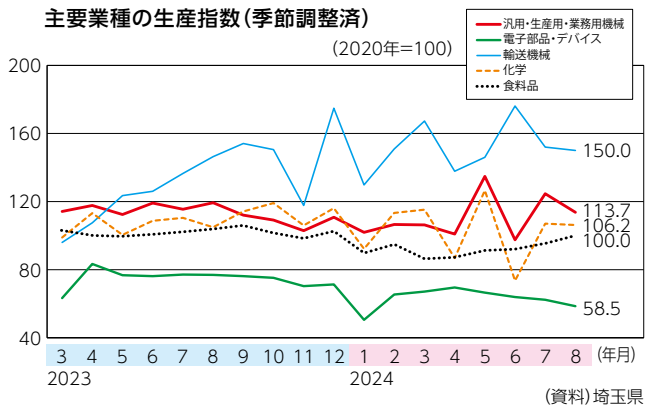
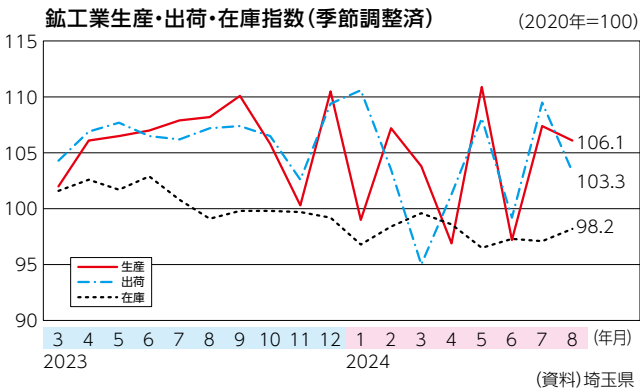
地方税お支払サイトのご よくある質問 Q&A

- Q1** どのような支払方法が利用できますか？
A1 地方税お支払サイトではクレジットカード払い・インターネットバンキング・口座振替等を利用できます。各種スマホ決済アプリでのお支払も利用できます。
- Q2** 支払を始めるには何を準備すればいいですか？
A2 お手元「eLマーク」の記載がある納付書を用意して、地方税お支払サイトにアクセスしてください。各種決済アプリの場合は、アプリで「eL-QR」(QRコード)を登録してお支払いください。
※「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)のいずれかの記載があれば利用できます。
- Q3** いつ利用できますか？
A3 地方税お支払サイトは、24時間365日利用できます。ただし、クレジットカード決済の場合は、アプリによって異なります。 ※利用時間等によっては、遅延できない支払方法があります。各種スマホ決済アプリの場合は、アプリによって異なります。(いずれもシステムメンテナンス時間を除きます。)
- Q4** 地方税お支払サイトを利用する場合、手数料などが必要がありますか？
A4 原則、手数料を支払う必要はありません。ただし、クレジットカード決済の場合、納付額に応じて「REGI 公金支払い」サイトのシステム利用料がかかります。
※システム利用料は、地方税共同機構、各地方団体の収入になるものではありません。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

今月の概要 | 緩やかに持ち直している。

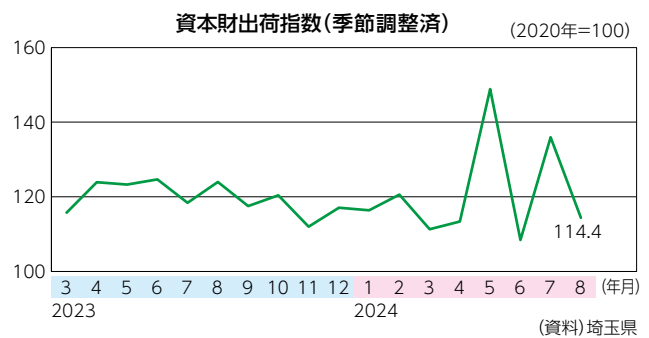
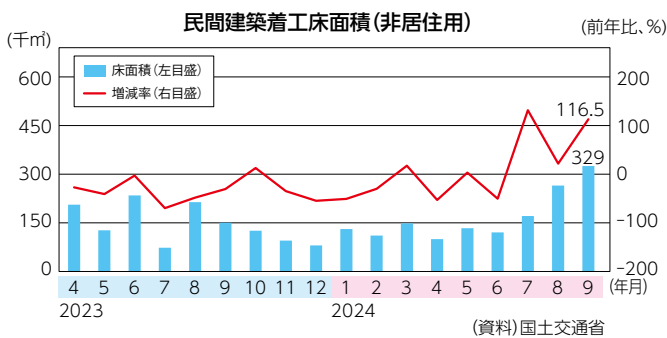
1 生産活動 一進一退



- 8月の鉱工業生産指数(季節調整済)は、106.1で前月比1.2%低下した(2か月ぶりの低下)。食料品(アイスクリーム、氷菓)、プラスチック製品(プラスチック製容器、その他のプラスチック製品)などが上昇したが、生産用機械(半導体製造装置、研削盤)、業務用機械(医療用機械器具、試験機)などが低下した。
- 出荷指数(同)は、103.3で同5.7%低下(2か月ぶりの低下)。情報通信機械(ガス警報器、搬送装置)、プラスチック製品(プラスチック製容器、合成皮革)などが上昇したが、化学(医薬品、化粧品)、生産用機械(半導体製造装置、整地機械)などが低下した。
- 在庫指数(同)は、98.2で同1.1%上昇した(2か月ぶりの上昇)。電気機械(鉛蓄電池、電気計器)、非鉄金属(伸銅製品、電力用電線・ケーブル)などが低下したが、生産用機械(マシニングセンタ、整地機械)、プラスチック製品(プラスチック製容器、その他のプラスチック製品)などが上昇した。

- ◆ 汎用・生産用・業務用機械の生産指数(季節調整済)は、113.7で前月比8.7%低下し、2か月ぶりの低下となった。
- ◆ 電子部品・デバイス(同)は、58.5で同6.1%低下し、4か月連続の低下となった。
- ◆ 輸送機械(同)は、150.0で同1.3%低下し、2か月連続の低下となった。
- ◆ 化学(同)は、106.2で同0.7%低下し、2か月ぶりの低下となった。
- ◆ 食料品(同)は、100.0で同4.8%上昇し、5か月連続の上昇となった。

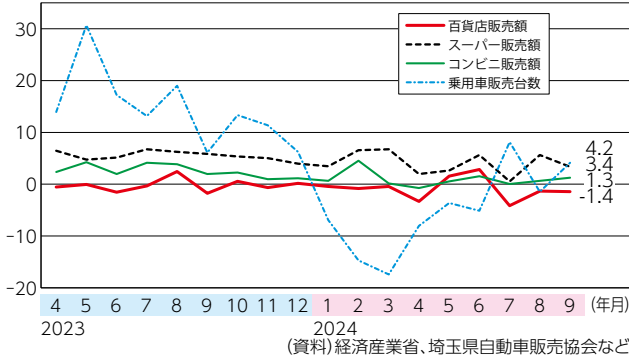
2 設備投資 持ち直している



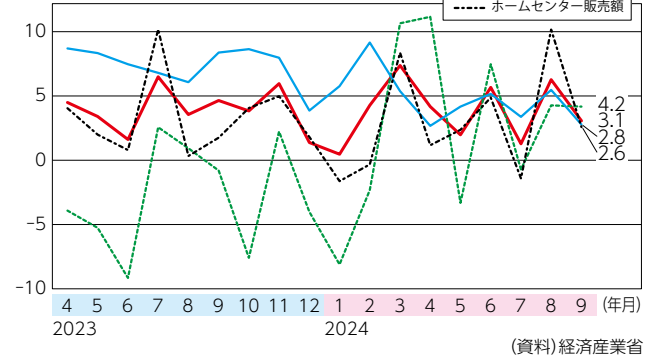
- 9月の民間建築着工床面積(非居住用)は、329千㎡で前年比116.5%増と3か月連続の増加となった(5か月後方移動平均では、前年比27.4%増加)。
- 用途別にみると、店舗、学校の校舎は減少したものの、事務所、工場及び作業場、倉庫、病院・診療所はいずれも増加した。
- 8月の資本財出荷指数(季節調整済)は114.4で、前月比15.9%減と2か月ぶりの減少となった(5か月後方移動平均は、前年比0.6%増加)。
- 当研究所が8月に実施した「設備投資動向調査」では、企業の設備投資計画額は、前年比増加している(全産業前年比+25.3%)。

3 個人消費 緩やかに持ち直している

(前年比、%) 百貨店/スーパー/コンビニ販売額、乗用車販売台数【前年比】



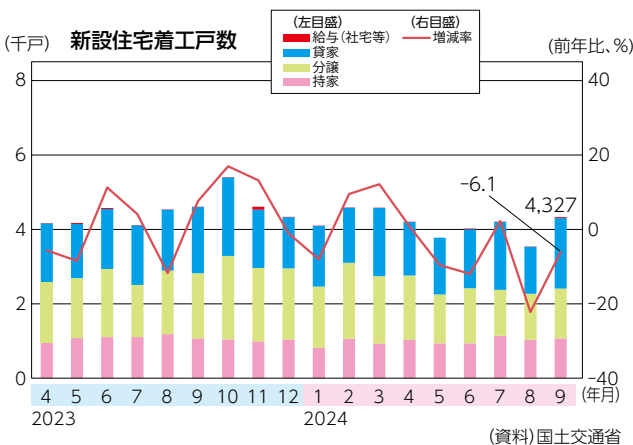
(前年比、%) 専門量販店販売額【前年比】



- 個人消費は、緩やかに持ち直している。
- 9月の百貨店およびスーパーの販売額(店舗調整前)は、百貨店は108億円で前年比1.4%減(3か月連続の減少)、スーパーは1,055億円で同3.4%増(24か月連続の増加)となった。また、コンビニ販売は568億円で同1.3%増(5か月連続の増加)となった。スーパー、コンビニでは記録的な残暑の影響により、夏物商材が好調だったことに加え、前月に続き米不足報道による米関連商品の需要が増加した。
- また、乗用車販売は、前年比4.2%増と2か月ぶりに増加した。内訳をみると、軽乗用車が同1.5%減(3か月ぶりの減少)となったものの、普通車が同5.0%増(3か月連続の増加)、小型車が同12.3%増(2か月ぶりの増加)とそれぞれ増加した。

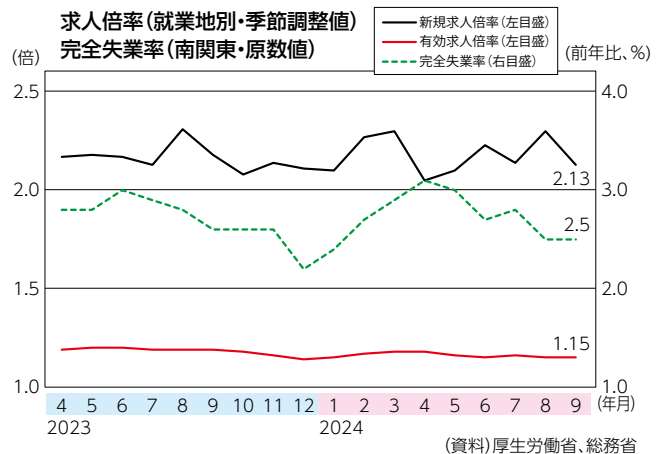
- 9月の専門量販店販売額は、774億円で前年比3.1%増と25か月連続の増加となった。内訳をみると家電大型専門店が176億円で同4.2%増(2か月連続の増加)、ドラッグストアが423億円で同2.8%増(28か月連続の増加)、ホームセンターが176億円で同2.6%増(2か月連続の増加)となった。
- 関東1都6県の消費者態度指数(原数値)は、8月(37.1)、9月(37.4)、10月(36.9)と推移している。

4 住宅建設 弱含んでいる



- 9月の新設住宅着工戸数は、4,327戸で前年比6.1%減と2か月連続の減少となった(5か月後方移動平均では9.7%減)。利用関係別にみると、持家(1,070戸)は前年比0.3%増、貸家(1,894戸)は同6.4%増となったものの、分譲マンション(291戸)は同38.9%減、分譲一戸建て(1,036戸)が同18.01%減とそれぞれ減少した。

5 雇用情勢 緩やかに持ち直している



- 9月の有効求人倍率(就業地別、季節調整値)は、1.15倍で前月比横ばい、新規求人倍率(同)は、2.13倍で同比0.17ポイント低下(2か月ぶりの低下)となった。
- また、完全失業率(南関東、原数値)は、2.5%で前年同月比0.1ポイント低下した(前年同月比4か月連続の低下)。



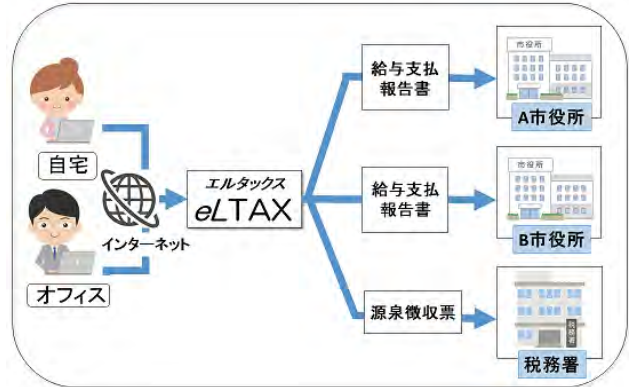
県税からのお知らせ

給与支払報告書・源泉徴収票の提出は「eLTAX (エルタックス)」で!!

「eLTAX」を利用すれば、給与支払報告書の電子申告用のデータを作成する際、税務署に提出が必要な源泉徴収票の電子申告 (e-Tax) 用のデータも同時に作成し、一括して「eLTAX」で一元的に送信することができます。

また、地方税共通納税システムを使えば、オフィスや自宅に居ながらにして、パソコンからすべての地方公共団体に対して電子納税ができ、複数の地方公共団体に対しても一度の操作で電子納税が可能です。

利用開始手続きなど詳しくは、eLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。



お問合せ：県税務課 (TEL:048・830・2651)

電子申告で効率UP!
国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。



納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略

還付がスピーディー


ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

イータックス

検索

消費税の期限内納付を忘れずに。



期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

消費税には申告・納付期限があります。*

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例(※4)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

確定申告書等作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。

※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

直前の課税期間の確定消費税額(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要)(※5)



稲盛さんの40年サイクル

株式会社ぶぎん地域経済研究所

専務取締役 チーフエコノミスト 大西 浩一郎

先日、大宮の書店で20年前に出た本が平積みで売られていました。京セラやKDDIの創業者、故稲盛和夫さんの大ベストセラー「生き方 人間として一番大切なこと」(2004年、サンマーク出版)です。きっかけは、ドジャースの大谷翔平選手による推薦書なのだとか。ブーム再来も納得です。

さて、この本には、「日本という国は近代に入って以降、約40年の周期で大きな節目を迎えてきました」で始まる一章があります。経済学の世界には、ジュグラー・サイクル(10年、設備投資循環)、クズネッツ・サイクル(20年、建設投資循環)、そしてコンドラチェフ・サイクル(50年)といった長期循環論があります。それになぞらえて、この説を「稲盛サイクル」と呼ぶことにしましょう。

具体的には、①1867年——近代国家を樹立し、富国強兵の道を走り始める——、②1905年——日露戦争に勝利。列強に仲間入りし、軍事大国への道を突き進む——、③1945年——敗戦。「富国」に舵を切り、奇跡的な経済成長を遂げる——、④1985年——プラザ合意で円高誘導。バブル崩壊後は低迷——、というものです。稲盛さんは、「この40年ごとの盛衰サイクルを見てみると、私たちの国はこれまで一貫して、つねに物質的豊かさを追い求め、他国との競争を繰り返してきた」と俯瞰したうえで、「それは、欲望という煩悩を原動力にして、優勝劣敗の競争原理のもと、物質的豊かさを最優先させる覇道の哲学といえます。いわば『利を求めて道なし』であり、そうした国のあり方、個人の生き方から、私たちはまだ抜け出せていません」と厳しく指摘します。

読者のみなさんはすでにお察しでしょうか? そうです。今年2025年は、1985年から40年、なんと「稲盛サイクル」の転換点なのです。なればこそ考えたいのが、『利を求めて道なし』を脱して希望的な将来像を描くために、個人、企業、国家はどうあるべきか、ということです。稲盛さんは「知足」(足るを知る)や「利他」を切り口に論じていきますが、このあたりはまさにこの本のキモですので、あとは原典をお読み頂きましょう。

ここでは1点だけ、筆者が抱いた「枯れるというのか?」という疑問に答えてくれた箇所を引用します。それは、「知足の生き方とは(中略)停滞感や虚脱感に満ちた老成したような生き方のことではありません」、「経済のあり方にたとえば、GDPの総額は変わらないが、その中身、つまり産業構造自体は次々と変わっていく。古い産業が減んでも、つねに新しい産業が芽生えていくようなダイナミズムを有したあり方です」という説明です。なるほど氷解です。

折りしも、賃上げと物価上昇により、私たちに染みついた賃金・物価が上がらないことを前提とした考え方や行動、いわゆる「ノルム」は払拭されつつあります。そして、経済の新陳代謝を妨げたとの指摘もある日銀の超低金利政策も、正常化しつつあります。すなわち、私たちが変わろうと思えば変わる、やろうと思えばやれる、そういう条件が20年振り、30年振りに整ってきているのです。当たってるじゃないですか...「稲盛サイクル」恐るべし...。ということは、今年2025年は、次の40年のこの国のあり方を決める特別な年です。この点をはっきり意識しながら、新年の第一歩を踏み出したいものです。

<筆者略歴> 大西 浩一郎

東京都八王子市出身。桐朋高校、東大経済学部卒業後、1990年、日本銀行入行。金融機構局考査役、盛岡事務所長を経て2024年に退職。同年、株式会社ぶぎん地域経済研究所に入り、現在、専務取締役・チーフエコノミスト。

～ 青年部会メンバー紹介シリーズ ～

Vol.1

副部長 坂原 一 (さかはら はじめ)

会社名 株式会社 大東

業種 管工事業・土木工事業・舗装工事業・とび土工事業

青年部会歴 2009年7月23日 入会

趣味 YOASOBI



法人会では「税のオピニオンリーダー」として税に関する知識を深める租税活動を行い、また財政の健全化に向けた「健康経営」の推進に力を入れています。研修や親睦交流を通じて、同世代の経営者とビジネスアイデアや成功事例をシェアしながら、一緒に学んでいます。私も入会してから多くのことを学び、とても充実した経験をしています。まだ入会されていない50歳までの経営者や経営幹部の皆さん、ぜひ私たちと一緒に成長しませんか?お待ちしておりますので、お気軽にご参加ください!

活動報告



全国青年の集いに参加

11月7～8日に「第38回法人会全国青年の集い 福井大会」に8名で参加しました。他単位会の租税教育活動や健康経営活動の様子を学びました。また、夜には福井県産の食材、郷土料理に舌鼓を打ちながらメンバー同士で懇親を深めました。(研修委員長 平松道明)



第4回ウォーキングでゴミ拾い開催

10月12日に七里総合公園にて「ウォーキングでゴミ拾い」イベントを開催しました。青年部会員10名、一般参加者13名の合計23名で朝早くからたくさん歩き、楽しく清掃活動を実施しました。(健康推進委員長 齋藤嘉宣)



10月事業 講師講演開催

10月25日に睡眠改善インストラクターの安達直美様をお招きし「成功する人はよく眠る人」と題した講演会を開催しました。「睡眠」がテーマの講演でしたので、メンバーにとって興味深い内容で大変好評でした。(組織拡大委員長 橋本希未央)

今後の活動予定

2月2日開催予定 「親子で税の勉強会in首都圏外郭放水路」

3月18日開催予定 「青年部交流会～ハートフル♡ダーツナイト」

■入会資格 大宮法人会会員の満50歳までの経営者もしくは経営幹部
 ■年会費 6,000円 (法人会会費は別途かかります)



大宮法人会青年部会
 公式 Instagramはこちら
 ←



美容と健康を
トータルサポート

健康
創造
企業

NSD 日本スーパー電子株式会社

お問合せ・資料請求は HP: nsd-well.jp
TEL: 048-683-2977 FAX: 048-683-2978



清水園 SHIMIZU-EN

ご婚礼
ご宴会

〒330-0841 さいたま市大宮区東町2-204
TEL 048(643)1234 FAX 048(645)4321
http://www.shimizuen.co.jp

車両管理はトヨタにおまかせください！
トヨタのカーリースは地域密着！豊富なサービスで車両管理をトータルサポート致します



株式会社トヨタレンタリース埼玉


〒330-0843
さいたま市大宮区吉敷町1-15-1
tel 048-645-2346 fax 048-646-0067

WEB見積依頼はこちら



トヨタレンタリース埼玉

皆さまに笑顔と豊かさをお届けする
“グッドスマイルメディア”を目指して



つくる、
つながる、
かなえる

Good Smile Media

望月印刷株式会社

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-195-1
大宮ソラミチKOZ 11F
TEL.048-741-9300

総合印刷・WEB制作・動画制作
オンデマンド印刷・サイン

望月印刷 後送

千代本興業(株)のSDGs
建設業の可能性を追求して、持続可能な社会の実現に向け活動しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

住所：埼玉県上尾市原市中一丁目7-8 電話：048-721-1644
土地・建物について、何かお困りごとがございましたら、お声がけください。




謹賀 新年



大同生命は

「経営者大型総合保障制度」を通じて、

引き続き、みなさまに大きな安心を

お届けしてまいります。

本年もよろしくお願ひ申しあげます。



大同生命保険株式会社

埼玉支社/さいたま市大宮区桜木町4-333-13(大同生命さいたま大宮ビル4F)
TEL 048-641-0307